

《 下関市奨学金返還支援補助金 》

就業支援係 TEL 231-1310

1. 制度概要

本市産業の持続的な成長に向け、市内事業者の人材確保を図り、若者の市内就職促進、職場定着推進及び奨学金返還の負担軽減並びに本市における起業者の事業継続を支援するため、一定の要件を満たした場合、奨学金返還に要した費用の一部を市が補助するものです。

- 補助金額は最大100万円（ただし、奨学金貸与総額の1/2以内の額）
- 1年間の交付限度額は20万円（実返還額又は20万円のいずれか低い方の額）
- 支援期間は5年間（支援要件の継続が条件）

【交付イメージ】新卒者の場合

補助金交付のイメージ【2025年3月卒業の場合】



2. 交付申請候補者の認定要件（事前申請が必要）

- ①新卒者：大学等在学中であること。
- ②転入者：候補者申請時に30歳未満であり、3か月以上継続して市外に住民登録がある方で転入意向がある方又は転入後90日以内の方
- ③起業者：市特定創業支援等事業を利用して市内で新規に起業する意向がある方

3. 事業者の認定要件

- ①市内に本社がある事業者又は市内に事業所がある中小企業者 ※中小企業基本法第2条第1項
- ②市内に事業所があり、市内の事業所に限定した採用を行う事業者
- ③下関市役所

※いずれも以下の条件に適合すること。

- ・下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の関係法令に該当する事業を営む事業者でないこと。
- ・労働基準法、職業安定法、その他労働関係法令等に違反していないこと。
- ・市税の滞納がないこと。

4. 支援要件

補助金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する方

- ①大学等に進学し、在学中に補助対象奨学金の貸与を受けた方
（対象奨学金：独立行政法人日本学生支援機構第一種、第二種奨学金・下関市奨学金）
- ②交付申請基準日に市内に居住している方。
- ③新卒者は卒業から、転入者は候補者申請時から1年以内に登録事業者として正社員として就職している方。起業者は候補者申請時から1年以内に起業している方。
- ④奨学金の返還及び市税に滞納がない方